

藤沢市都市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月9日

藤沢市長



藤沢市条例第25号

藤沢市都市景観条例の一部を改正する条例

藤沢市都市景観条例（平成元年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第8条第2項第3号」を「第8条第2項第2号」に改める。

第11条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

第44条の見出し中「適用の除外」を「適用除外」に改め、同条第2項第5号中「第8条第2項第5号ロ」を「第8条第2項第4号ハ」に改め、同項第6号中「第8条第2項第5号ハ(1)から(6)」を「第8条第2項第4号ニ(1)から(7)」に改める。

第53条第1項第4号中「第8条第2項第5号ロ」を「第8条第2項第4号ハ」に改め、同項第5号中「第8条第2項第5号ハ(1)から(6)」を「第8条第2項第4号ニ(1)から(7)」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。ただし、第5条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。